

2026 年 7 月 28 日

No. A&S_038

麻雀の社会的・産業的展開と麻雀教室施設の法的位置づけの明確化

—風営法解釈運用基準の改正と業界ガバナンスの構築—

執筆者：弁護士 齋藤貴弘／弁護士 前川安美／弁護士 西山喬祐

1 はじめに

(1) 麻雀教室施設という新たな運営類型の法的取扱いの明確化

警察庁は、2026年7月1日付で、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について（通達）」を改めました。改正後の解釈運用基準は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」といいます。）第2条第1項第4号の「まあじやん営業」に関して、次の取扱いを明記しています。

「客にまあじやんをさせる営業のうち、常態としてまあじやんを教授する者の指導及び管理の下に客を置く措置が適切に講じられていると認められる場合には、当面、賭博等の問題が生じないかどうかを見守ることとし、規制の対象としない扱いとする。」¹

この取扱いの明確化により、麻雀を学び、教えることを主たる目的とし、常態として指導者の指導及び管理の下で運営される麻雀教室施設について、その目的及び運営実態に即して、風営法上の規制対象として取り扱わない場合の判断枠組みが示されました。

近年、麻雀は、個人が余暇に楽しむ遊技として広く親しまれているだけでなく、子どもの学習、高齢者の健康や社会参加、世代間交流及び地域コミュニティの形成に活用され、さらに、プロ選手、

¹ 警察庁生活安全局長「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について（通達）」（令和8年7月1日付警察庁丙保発第3号・丙人少発第22号）別添第4・1「ぱちんこ等営業（法第2条第1項第4号）」4頁。警察庁「遊技場営業について」も参照。

企業、メディア及び観戦者が参画する競技・エンターテインメントコンテンツへと発展しています。

こうした変化を背景として、麻雀の学習・教育を提供する施設も各地に広がり、その法的取扱いを明確にする必要性が高まっていました。今回の解釈運用基準の変更は、こうした施設の法的な輪郭を明確にし、事業者が法的な見通しをもって施設の開設・運営を検討するための基盤を整えるものです。

(2) 本稿の視点

本ニュースレターでは、麻雀の社会的位置づけの変化と、学習・教育を目的とする麻雀教室施設の取扱いが政策課題となった背景を確認した上で、解釈運用基準の改正に至る官民の検討、ガイドラインが定める具体的な運営基準、第三者による確認・改善の仕組み及び今後期待される社会実装について検討します。

当事務所の齋藤貴弘弁護士は、全国麻雀業組合総連合会（以下「全雀連」といいます。）とともに、麻雀の新たな価値の政策上・法制度上の整理、業界内の意見集約、警察庁との協議、ガイドラインの策定及びその実施体制の設計を継続的に支援しました。本稿では、これらの取組を通じて、業界自主ルールとガバナンスを組み合わせ、社会的価値の実現を支えるルールメイキングの意義についても考察します。

2 風営法上の位置づけと麻雀を取り巻く社会的変化

(1) 風営法上の規制

風営法は、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止することなどを目的とする法律です（第1条）。同法第2条第1項第4号は、「まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業」を風俗営業の一類型として定めています。いわゆる雀荘はこれに該当するため、営業には公安委員会の許可を受ける必要があり、18歳未満の者の立入り、営業時間及び営業地域等について厳格な規制を受けます。麻雀が

規制対象とされてきた背景には、麻雀営業が賭博に転化し、客の射幸心を刺激するおそれがあると考えられてきたことがあります。²

(2) 幅広い参加基盤

麻雀の社会的位置づけの変化を考える上で、まず注目すべきは、その幅広い参加人口です。日本生産性本部の「レジャー白書2026」速報版によれば、2025年に1回以上麻雀を行った者の割合は4.3%であり、将棋の4.2%と同程度で、囲碁の1.0%を上回っています。参加者1人当たりの年間平均活動回数も18.6回とされており、麻雀が一部の競技者や愛好者だけではなく、幅広い層によって継続的に楽しまれていることがうかがわれます。³

こうした幅広い参加基盤の下で、麻雀を楽しむ人の属性や、麻雀が利用される場面も多様化しています。従来、麻雀は、主として個人が対局そのものを楽しむ遊技として広く親しまれてきましたが、現在では、子どもの学習、ビジネスに通じる思考訓練、高齢者の健康づくりや社会参加、世代間交流及び地域コミュニティの形成など、さまざまな目的で活用されています。

(3) ビジネス・教育・健康分野への広がり

ビジネスの分野では、限られた確定情報と不確定情報を組み合わせ、相手や状況の変化を読みながら、攻める局面と退く局面を判断し続けるという麻雀の特性が、経営やビジネス上の意思決定と共通するものとして注目されています。不確実な状況の下で期待値を考え、限られた資源をどこに投じるかを判断する思考訓練としての価値が、経営者やビジネスパーソンからも関心を集めています。

4

教育の分野では、子どもの麻雀教室への継続的な参加と情報処理能力等の向上との関係を示唆する研究が公表され、複数の情報を整理し、先を予測して判断する学習活動としての価値に注目が集ま

² 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第1条、第2条第1項第4号、第3条第1項、第4条第2項第2号、第13条及び第22条第1項第5号参照。営業制限地域の具体的な範囲は、各都道府県の条例により定められる。

³ 公益財団法人日本生産性本部余暇創研「『レジャー白書2026』（速報版）詳細資料」14頁。同調査は、2026年2月、全国の15歳から79歳までの男女を対象としてインターネット上で実施され、3,279人から有効回答を得たものである。2025年の参加率は麻雀4.3%、将棋4.2%、囲碁1.0%、麻雀の参加者1人当たり年間平均活動回数は18.6回とされている。

⁴ 一般社団法人企業対抗麻雀協会「特別対談『麻雀と仕事力』一藤田理事×水野理事」及び同協会「設立の趣旨」参照。同対談では、確定情報と不確定情報を組み合わせた期待値判断、局面に応じた攻守の選択、相手や状況の分析等について、麻雀と経営判断との構造的な共通性が実務家の観点から論じられている。

っています。こうした評価を背景として、子ども向けの麻雀教室や大会など、若年層が健全な環境で麻雀に触れる機会も広がりつつあります。⁵⁶

高齢者の分野では、「賭けない・飲まない・吸わない」を基本とする健康麻雀が全国に広がり、健康増進に加え、生きがい、外出機会、他者との交流及び社会参加を支える活動として定着しつつあります。全国規模で実施される大会の延べ参加人数は11万人に達しており、認知機能や活動意欲への影響を示唆する研究も公表されています。⁷⁸

健康麻雀を提供する主体と場所も多様化しています。従来の麻雀店や地域の自主サークルに加え、大手カルチャー教室事業者や全国的な顧客・地域ネットワークを有する企業が、業界団体や自治体と連携して経験者向けの大会から初心者向けの教室までを全国で開催しています。⁸⁹

このように、麻雀は、年齢、職業及び経験の異なる者が同じ卓を囲み、互いの判断や行動を意識しながら進める活動であることから、個人の思考力や判断力を養うだけでなく、コミュニケーションの促進、世代間交流及び地域コミュニティの形成という社会的な役割も担うようになっていきます。

⁵ Higashijima, T., Akimoto, T. and Sakata, K., "Effect of Mahjong on children's intelligence quotient," *Frontiers in Psychology*, Vol.13, 2022, Article 934453. 同研究は、6歳から15歳までの子ども20名について、麻雀教室への参加開始時と約1年後のWISC-IVの結果を比較したものであり、処理速度指標の変化がヒストリカル・コントロールとの比較で有意であったと報告している。もっとも、同時対照群ではなく海外のヒストリカル・コントロールを用いており、対象数も限定的であるため、結果の一般化には留意を要する。

⁶ 一般社団法人Mリーグ機構「『Mリーグ キッズ麻雀フェスティバル2026』、東京・新宿住友ビル三角広場で開催決定！」（2026年7月9日）。同イベントは、小学1年生から6年生までを対象とし、麻雀教室、大会形式の対局、Mリーガーとの一局対局等を実施するものである。

⁷ 町島希美絵ほか「健常高齢者における健康マージャン教室が認知機能や活動意欲に与える影響」『看護研究』50巻7号、2017年、678～691頁。同研究は、健常高齢者89名（平均年齢72.0歳）が週1回、合計20回参加した健康マージャン教室の前後を比較し、認知機能の一部における変化に加え、生活の充実感、挑戦意欲、新たな人間関係の形成及び地域交流への意欲への影響を示唆している。

⁸ 一般社団法人日本健康麻将協会「健康マージャンのご案内―団体概要」。同協会は、健康麻将全国オープン戦について「毎日開催・延べ参加人数11万人」と公表している。また、明治安田生命保険相互会社は、2024年3月に同協会と包括パートナーシップ協定を締結し、同協会及び同社が連携協定を締結する自治体等と協働して、経験者向けの大会及び未経験者向けの教室を全国で開催している。同公表資料によれば、2024年度には144回のイベントが開催され、約5,000名が参加した。

⁹ 大手カルチャー事業者による定期講座の例として、NHK文化センター西宮ガーデンズ教室「女性のための健康麻雀入門」及びイオンカルチャークラブ北千里店「女性のための健康麻雀教室（月4回）」「楽しい健康マージャン入門」等参照（いずれも2026年7月20日現在）。各講座の内容及び開講日程は変更されることがある。

(4) 競技・エンターテインメントとしての産業化

競技・エンターテインメントの分野では、エンターテインメント、ゲーム、IT、メディア等の大手企業が、プロ麻雀リーグ「Mリーグ」のチームオーナーとして参画し、選手とのプロ契約を通じて、資金、人材、ブランド及びメディア等の経営資源を継続的に投入しています。多数のチームとプロ選手が参加し、高額な賞金が設定されるなど、麻雀は本格的なプロ競技として規模を拡大しています。

1011

同時に、麻雀は、自らプレイするものから、選手の戦略、局面ごとの判断や駆け引き、一打ごとに展開が変化するライブ感を観戦して楽しむコンテンツへも広がりました。発足初期の調査では、Mリーグの視聴経験者が約500万人と推計され、そのうち相当数が麻雀の非プレイヤーとされるなど、「見る麻雀」という新たな楽しみ方が形成されました。映像配信、観戦イベント、スポンサーシップ、グッズ及びサポーター制度等を通じて、企業、メディア及びファンが継続的に参画する市場が形成され、配信、イベント、広告、物販等の新たな事業機会も生まれています。¹⁰¹¹

(5) なぜ法的取扱いの整理が必要になったのか

このような社会的利用の広がりに伴い、教育事業者、学習塾、カルチャースクール、福祉・健康関係者、自治体、全国的なネットワークを持つ企業等が、麻雀を用いた教室・講座を継続的な事業として提供する場面が増えました。しかし、同じ麻雀卓・牌を用いる以上、その施設が風営法上の許可を要

¹⁰ 一般社団法人 M リーグ機構「M リーグの使命」及び「クラブチーム」参照。M リーグは、企業とプロ契約を締結した選手によるチーム対抗のナショナルリーグとして運営されている。2026 年 7 月 20 日現在、EARTH JETS（アース製薬株式会社）、赤坂ドリブンズ（株式会社博報堂）、EX 風林火山（株式会社テレビ朝日）、KADOKAWA サクラナイツ（株式会社 KADOKAWA）、KONAMI 麻雀格闘倶楽部（株式会社コナミアークードゲームス）、渋谷 ABEMAS（株式会社サイバーエージェント）、セガサミーフェニックス（セガサミーグループ）、TEAM RAIDEN／雷電（株式会社電通）、BEAST X（BS 放送局「BS10」）及び U-NEXT Pirates（株式会社 U-NEXT）が参画している。本文にいう資金、人材、ブランド及びメディア等の経営資源の継続的な投入は、各社がチームを保有し、選手とのプロ契約、チーム運営及び情報発信を継続している事業構造を踏まえたものである。

¹¹ 一般社団法人 M リーグ機構「M リーグ 2026-27 シーズン M リーガー全 40 名との選手契約合意のお知らせ」（2026 年 7 月 2 日）及び「M リーグ 2026-27 シーズンの概要について」（2026 年 6 月 2 日）参照。同シーズンは全 10 チーム・40 選手で構成され、ファイナルシリーズ 1 位の賞金は 7,000 万円とされている。また、同機構が 2019 年に公表したアンケート調査では、2018 シーズンの視聴経験者は全人口の 4%に当たる約 500 万人、そのうち約 300 万人は麻雀をプレイしない層と推計された。同調査は、15 歳から 79 歳までの男女を対象とするインターネット調査に基づく人口推計であり、配信プラットフォームにおける実測のユニーク視聴者数ではない。同リーグでは、試合動画の配信、パブリックビューイング等の観戦イベント、公式グッズ及びオフィシャルサポーター制度も展開されている。

する麻雀営業に当たるのか、学習・教育サービスとして異なる取扱いを受けるのかについて、事業者が参照できる具体的な判断枠組みは必ずしも明確ではありませんでした。

法的取扱いが不明確なままでは、未成年者向け教室、学校・教育事業者との連携、全国的な施設展開、自治体との協働等を進める際に、事業計画、物件選定、広告、保険、投資及びコンプライアンス判断が難しくなります。そこで必要となったのが、学習・教育を目的とする施設について、その目的と運営実態に即した風営法上の位置づけを明確にすることでした。

3 解釈運用基準改正の意義と改正までの経緯

(1) 社会的変化の政策課題化

麻雀を取り巻く変化を政策上の課題として可視化する場の一つとなったのが、2018年12月に発足した「自民党頭脳スポーツとしての健全で安全な麻雀を推進する議員連盟」（通称「スポーツ麻雀議連」）です。設立時には、Mリーグ、全雀連、全国麻雀段位審査会、日本健康麻将協会及びプロ団体等からヒアリングが行われ、厚生労働省、経済産業省、文化庁、スポーツ庁及び警察庁等の関係者も参加しました。¹²

その後も、麻雀業界、プロリーグ、教室事業者、教育・医療・健康分野の専門家、関係省庁等による議論が重ねられました。2026年6月の議連会合では、全雀連及び日本麻雀スポーツ振興機構の関係者、Mリーグ機構、プロ団体、日本健康麻将協会、麻雀教室事業者、医師等が出席し、教室施設の実例、子どもを対象とする研究、ガイドライン及び管理団体の概要について説明・意見交換が行われています。¹³

¹² 麻雀新聞「『自民党頭脳スポーツとしての健全で安全な麻雀を推進する議員連盟』（仮称）設立総会開催」（2018年12月20日）参照。設立総会では、Mリーグ機構、全雀連、全国麻雀段位審査会、日本健康麻将協会及びプロ団体等からのヒアリングが行われ、厚生労働省、経済産業省、文化庁、スポーツ庁及び警察庁等の関係者が参加した。

¹³ 麻雀界編集部「子どもたちが安心して麻雀を学べる施設実現に向けて―スポーツ麻雀議連にて機構設立を説明！」（2026年6月24日）参照。同記事は、同月19日の議連会合に、齋藤貴弘弁護士が全雀連顧問弁護士及び日本麻雀スポーツ振興機構理事として出席し、全雀連及び同機構の関係者、Mリーグ機構、プロ団体、日本健康麻将協会、麻雀教室事業者及び医師等の間で、ガイドライン、管理団体、麻雀教室施設の実例及び子どもを対象とする研究等について説明・意見交換が行われたことを報告している。本文に記載した当事務所による具体的な支援内容は、当事務所の本件支援実績に基づく。

こうした過程により、麻雀の教育的・社会的・産業的価値が政策課題として共有されると同時に、継続的な教室事業をどのような法的枠組みの下で実施するかが、具体的な制度上の論点として認識されていきました。

(2) 麻雀の新たな価値とリスク管理の両立に向けた検討

議連での議論を通じて、麻雀の競技的・教育的・社会的な価値が政策課題として認識されるようになった一方、麻雀を提供する営業に対する規制は、射幸心の誘発や賭博への転化を防止するという目的に基づくものであり、その目的自体は引き続き重要です。

そこで検討の焦点となったのは、麻雀の新たな価値をどのように社会に実装するか、そのためにどのようなリスク管理の仕組みを構築するか、という点でした。すなわち、麻雀が有する教育的・社会的な価値を活かしながら、賭博性・射幸性のリスクを適切に管理するための施設運営のあり方と、それを担保する第三者による確認・監督の仕組みを設計することが、議論の核心となりました。

(3) ガイドラインの策定と実施体制の整備

全雀連は、このような問題意識の下、業界関係者の意見を集約するとともに、警察庁との協議を重ねました。その結果、学習・教育を目的とした講習プログラム、常態的な指導及び管理、料金体系、利用者管理その他の運営基準を組み合わせた施設のあり方が、「麻雀教室施設」という運営類型として整理され、「風営法適用外麻雀施設のガイドライン」（以下「本ガイドライン」といいます。）に取りまとめられました。¹⁴

さらに、ルールを策定するだけでは、本ガイドラインに沿った運営を継続的に確保することはできません。そのため、ガイドラインに適合する施設の確認、指導員の育成、運営状況の定期的な監督、事業者からの相談対応及び改善支援等を担う日本麻雀スポーツ振興機構が設立され、本ガイドラインを実際の施設運営に反映するための体制が構築されました。¹⁴

これら一連の検討において、当事務所の齋藤貴弘弁護士は、全雀連とともに、麻雀が有する新たな価値の政策上・法制度上の整理、新たな価値を実現しつつリスクを管理するための運営基準及び実施体制の設計、業界内の意見集約並びに警察庁との協議を継続的に支援しました。¹³

¹⁴ 全国麻雀業組合総連合会・日本麻雀スポーツ振興機構「風営法適用外麻雀施設のガイドライン」（令和8年7月1日策定）I-1、I-2、II、III-2、III-3、IV、V 及び VI 並びに日本麻雀スポーツ振興機構公式ウェブサイト参照。本ガイドラインは、麻雀教室施設の定義、会員制、未成年者の受入れ、金品・賞品等の授受禁止、管理責任者、飲酒・喫煙、広告表示、料金体系、カリキュラム、指導員及び運営記録等を定めている。また、第三者機関について、定期的な監査、改善指導・改善支援及び指導員の育成等を担うことを定めている。

(4) 解釈運用基準の改正による取扱いの明確化

こうした一連の議論、本ガイドラインの策定及び実施体制の整備を経て、2026年7月1日、警察庁は、風営法の解釈運用基準を改正しました。改正後の解釈運用基準では、客に麻雀をさせる営業のうち、「常態としてまあじやんを教授する者の指導及び管理の下に客を置く措置が適切に講じられていると認められる場合には、当面、賭博等の問題が生じないかどうかを見守ることとし、規制の対象としない扱いとする」との取扱いが明記されました。¹

今回の解釈運用基準変更の意義は、施設の名称や外形ではなく、「常態としてまあじやんを教授する者の指導及び管理の下に客を置く措置」が適切に講じられているかという運営実態に着目し、規制の対象としない場合の判断枠組みを明確にした点にあります。

本ガイドラインは、この判断枠組みを、施設の目的、講習内容、指導・管理体制、料金体系及び利用者管理等の具体的な運営基準に落とし込むものであり、第三者による確認・監督の仕組みと併せて、麻雀が有する教育的、競技的及び社会的な価値を実現するための環境を整えています。¹⁴

4 本ガイドラインによる「麻雀教室施設」の具体化

(1) 学習・教育を中心とするサービスの設計

本ガイドラインは、「学習」「教育」「訓練」等、利用者に麻雀を覚えさせ、又は学習させることを目的とする講習プログラムが反復継続して実施される施設を、「麻雀教室施設」として整理しています。¹⁴

ここで重要なのは、単に施設の名称に「教室」又は「スクール」という言葉を用いることではありません。施設が提供するサービスの中心が、利用者による麻雀の知識及び技能の習得を支援する講習に置かれていることが必要となります。

そのため、施設には、講習の目的及び内容をあらかじめ設計し、利用者の経験や習熟度に応じた指導を行うことが求められます。講習においては、実技のみを行うのではなく、ルールや考え方の説明、実技を踏まえた講評及び振り返り等を組み合わせることが想定されています。

また、講習の実施状況や利用者の受講状況を記録することにより、学習・教育を目的とするサービスが反復継続して提供されていることを確認できるようにする必要があります。

このような講習プログラムと運営記録によって、学習・教育を中心とするサービスとしての実質が形成されます。

(2) 常態的な指導及び管理

麻雀教室施設のもう一つの中核は、利用者が、常態として麻雀を教授する者の指導及び管理の下に置かれることです。

指導員が単に施設内に所在するだけではなく、講習内容を説明し、実技の過程で必要な助言を行い、終了後に講評するなど、学習の各段階に継続的に関与することが求められます。

また、施設全体の管理責任を明確にし、講習の実施状況、指導員の配置及び利用者への対応を組織的に管理することも必要となります。これにより、講習や指導の内容が特定の指導員の個人的な対応に委ねられることなく、施設として継続的に提供される体制が確保されます。

講習プログラムと常態的な指導・管理を組み合わせることにより、施設が、利用者に麻雀を体系的に教授する場として運営されていることが明確になります。

(3) 料金体系及び利用者管理

施設の目的は、講習内容や指導体制だけでなく、料金体系及び利用者の管理方法にも反映される必要があります。

麻雀教室施設における料金は、講習プログラム及び指導サービスの提供に対する受講料として設定されます。そのため、卓単位、時間単位又は対局数に応じた課金など、場所又は対局機会の提供を中心とする料金体系は採用しないものとされています。¹⁴

また、本ガイドラインは会員制を基本とし、利用者の氏名、連絡先及び受講状況等を把握することを求めています。誰が、いつ、どのような講習を受講したのかを管理することは、利用者に対して継続的かつ適切な指導を行うための前提となります。

料金体系と利用者管理は、単に施設管理上の便宜のために設けられるものではありません。施設が、受講者に対して講習及び指導を提供するサービスとして運営されていることを具体的に示すものです。

(4) 学習環境の整備

本ガイドラインは、対局結果に応じた賞金、賞品その他の経済的利益を提供しないこと、施設内で飲酒及び喫煙を認めないこと、18歳未満の者が受講する場合には保護者の同意を得ること等を定めています。¹⁴

賞金、賞品その他の経済的利益を対局結果と結び付けないことは、施設における活動の中心を、勝敗による利益の獲得ではなく、麻雀の学習及び技能の向上に置くための措置です。

また、飲酒及び喫煙を認めず、未成年者の受講について保護者の同意を求めることは、子ども、高齢者、初心者その他の幅広い利用者が参加できる学習環境を整えることにつながります。

麻雀を教育、健康、社会参加及び地域交流に活用するためには、講習内容や指導体制に加え、施設全体の環境が、その目的にふさわしいものであることが重要となります。

(5) 第三者による確認と継続的な改善

麻雀教室施設としての運営実態は、施設の開設時に一定の書類や体制を整えるだけで、継続的に維持されるものではありません。

講習プログラムが継続して実施され、指導員が実際に指導及び管理を行い、料金体系、利用者管理その他の運営が本ガイドラインに沿って行われていることを、継続的に確認する必要があります。

そのため、日本麻雀スポーツ振興機構が、本ガイドラインに沿った施設運営の確認、指導員の育成、運営状況の定期的な確認、事業者からの相談対応及び改善支援等を担います。¹⁴

第三者による確認の役割は、形式的な適合性を確認し、問題を指摘することだけにあるものではありません。施設の運営状況を客観的に確認し、必要に応じて改善すべき事項を明らかにすることにより、各事業者が麻雀教室施設としての運営を継続的に維持し、より適切なものへと改善していくことを支える点にあります。

このように、本ガイドラインは、学習・教育を中心とするサービスの設計、常態的な指導及び管理、料金体系及び利用者管理、学習環境の整備並びに第三者による確認及び改善を組み合わせることによって、「麻雀教室施設」という運営モデルを具体化し、継続的に維持するための枠組みを示したものです。

5 当事務所の支援と弁護士に求められる新しい役割

当事務所の齋藤貴弘弁護士は、全雀連とともに、麻雀が有する新たな価値を政策上・法制度上の論理として整理するとともに、解釈運用基準上の取扱いが明確化される施設の要件の検討、業界内の意見集約、警察庁との協議、本ガイドライン及びその実施体制の設計を継続的に支援しました。¹³

このような取組における弁護士の役割は、既存の法律を個別の事業に当てはめ、適法か違法かを判断することにとどまりません。社会や事業環境の変化によって、従来の法規制の下では十分に発揮されていない価値を明らかにし、その価値を社会的に実現できるよう、必要に応じてルール自体を見直していくことも重要な役割となります。

もっとも、ルールを見直すことは、単に規制を取り除くことを意味するものではありません。法規制による一律的な管理だけに依存するのではなく、業界団体による自主的な基準、第三者による確認・監督、事業者への助言・改善支援等を組み合わせた、継続的なリスク管理の仕組みを構築することが必要です。今回の取組では、麻雀の社会的な可能性を広げると同時に、業界自身が健全性を確保するガバナンス体制を構築することが重視されました。

これは、齋藤弁護士が著書『ルールメイキングーナイトタイムエコノミーで実践した社会を変える方法論ー』（学芸出版社）で示した、時代や社会の変化に合わせてルールを再設計し、適切なリスク管理を行いながら、従来の法規制の下では十分に発揮されていなかった価値を顕在化させ、新たな市場や社会的価値の創出につなげていくという方法論を実践するものです。¹⁵

齋藤弁護士は、これまでも、ダンス自体に着目した風営法上の規制の見直しと特定遊興飲食店営業制度の創設に関与し、既存のナイトクラブの適法化にとどまらず、文化、エンターテインメント、観光、都市開発や地方創生等を横断するナイトタイムエコノミー市場の創出につなげてきました。また、デジタルダーツ及びシミュレーションゴルフについても、プロ競技やスポーツの練習に利用されている実態と健全性確保のための措置を整理することにより、一定の条件の下で風営法の規制対象としない取扱いの明確化を支援し、デジタル技術を活用したスポーツ産業の発展に向けた環境整備に取り組んできました。¹⁶

¹⁵ 齋藤貴弘『ルールメイキングーナイトタイムエコノミーで実践した社会を変える方法論ー』学芸出版社、2019年。同書は、風営法改正及びナイトタイムエコノミー政策の実践を題材として、政策課題の設定、多様な関係者の連携、政治・行政への働きかけ及び社会実装の仕組みを、汎用的なルールメイキングの方法論として整理している。

¹⁶ ダンス営業に係る風営法上の規制の見直し、特定遊興飲食店営業制度の創設及びナイトタイムエコノミー政策への展開については、齋藤貴弘・前掲注15参照。警察庁の解釈運用基準は、ダンスを教授する十分な能力を有する者が、ダンスの技能及び知識を修得させる目的で客にダンスを教授する行為について、接待には当たらないとしている（別添第2・

これらに共通するのは、社会的価値の変化を捉え、規制目的を再確認した上で、事業の実態に基づく法的整理、自主ルール及びガバナンスを設計し、行政との協議を通じて社会実装につなげるという方法です。

社会的価値の発見 → 政策課題化 → 実態に基づく法的整理

→ 自主ルールとガバナンス → 行政との協議 → 社会実装

弁護士には、この一連のプロセスにおいて、法的分析と事業設計、政策形成と現場運用を接続し、新たな社会的価値と市場を持続可能な形で形成するための環境を整える役割が求められます。

6 おわりに

事業者への影響と社会実装

今回の整理により、事業者にとっては、学習・教育を目的とする麻雀教室施設を運営する際の風営法上の許可取得の要否に関する予測可能性が高まり、新規参入や施設展開を進めやすくなることが見込まれます。また、学習・教育を中心とする施設の運営基準が明確になったことにより、教育、健康、社会参加及び地域交流への活用が広がるとともに、業界全体における適切な事業運営と社会的信頼の向上にもつながるものと考えられます。

今後の展望

麻雀教室施設をめぐる風営法上の取扱いは、業界の健全な発展と青少年保護の両立を図る上で重要な論点です。今後は、各都道府県における具体的な運用に加え、教育、健康、社会参加及び地域交流等の分野において、事業者が麻雀の新たな価値をどのように社会実装していくかが注目されます。

当事務所としても、今後の運用状況や実務上の課題を継続的に注視するとともに、麻雀教室施設の適切な運営、業界の健全性を支えるガバナンス体制の充実及び新たな事業・サービスの展開を支援し、麻雀が有する教育的、競技的及び社会的な価値が、適切なリスク管理の下で広く社会に実装されていくよう取り組んでまいります。

4（4）、2頁）。また、運動競技又はその練習の用に供されている実態が認められる遊技設備について、本来の用途以外に射幸心をそそるおそれのある遊技の用に供されないための措置が適切に講じられている場合には、「当面、賭博、少年のたまり場等の問題が生じないかどうかを見守ることとし、規制の対象としない扱い」としている（別添第4・2（2）工、5～6頁）。本文に記載したデジタルダーツ及びシミュレーションゴルフに関する齋藤弁護士の支援内容は、当事務所の支援実績に基づく。

執筆者

弁護士 齋藤貴弘（パートナー、第二東京弁護士会）

Email: takahiro.saito@aplaw.jp

弁護士 前川安美（アソシエイト、第二東京弁護士会）

Email: ami.maekawa@aplaw.jp

弁護士 西山喬祐（アソシエイト、第二東京弁護士会）

Email: kyosuke.nishiyama@aplaw.jp

お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士 齋藤貴弘

Email: takahiro.saito@aplaw.jp

当事務所のニュースレターをご希望の方は[ニュースレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。

東京オフィス | Tokyo Head Office

〒100-0011 東京都千代田区
内幸町 2-2-2
富国生命ビル（総合受付：16F）



大阪提携オフィス |

Osaka Affiliate Office

（A&S 大阪法律事務所）
〒530-0005 大阪府大阪市北区
中之島 2-3-18
中之島フェスティバルタワー16階

福岡提携オフィス |

Fukuoka Affiliate Office

（A&S 福岡法律事務所）
〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神
2丁目 12-1 天神ビル 10階



ニューヨーク提携オフィス |

New York Affiliate Office

1120 Avenue of the Americas,
4th Floor
New York, New York 10036



ロンドンオフィス | London Office

85 Gresham Street,
London EC2V 7NQ, United Kingdom



フランクフルト提携オフィス |

Frankfurt Affiliate Office

Barckhausstraße 1 (8th Floor), 60325
Frankfurt am Main, Germany



ブリュッセルオフィス |

Brussels Office

CBR Building, Chaussée de la Hulpe
185, 1170, Brussels, Belgium



ホーチミンオフィス |

Ho Chi Minh Office

10F, The NEXUS building, 3A-3B Ton
Duc Thang Street, Sai Gon Ward, Ho
Chi Minh City, Vietnam

